

豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年9月22日条例第23号）

最終改正:令和4年12月27日条例第25号

改正内容:令和4年12月27日条例第25号 [令和5年4月1日]

○豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例

平成17年9月22日条例第23号

改正

平成17年12月8日条例第32号
平成18年12月11日条例第23号
平成19年12月28日条例第33号
平成22年3月30日条例第6号
平成25年3月8日条例第11号
平成25年12月13日条例第34号
令和2年3月13日条例第1号
令和4年3月7日条例第4号
令和4年12月27日条例第25号

豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 市改良住宅の設置及び管理(第3条ー第36条)

第3章 駐車場の管理(第37条ー第41条)

第4章 市改良住宅及び地区施設の指定管理者による管理(第42条ー第48条)

第5章 補則(第49条ー第52条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「法」という。)に基づく市の改良住宅及び地区施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市改良住宅 法第17条の規定により、市が建設する住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 地区施設 法第2条第7項に規定する地区施設及び市改良住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設である駐車場をいう。
- (3) 改良地区 法第2条第3項に規定する改良地区をいう。
- (4) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号に規定する収入をいう。
- (5) 市改良住宅監理員 法第29条第1項において準用する公営住宅法(昭和26年法律第193号)第33条の規定により市長が命ずる職員をいう。

第2章 市改良住宅の設置及び管理

(設置等)

第3条 本市に、市改良住宅を置く。

2 市改良住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊見城団地市改良住宅
 - (2) 位置 豊見城市字平良及び字高嶺地内
- (入居者の資格)

第4条 市改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、当該市改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

- (1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの
 - ア 改良地区の指定の日から引き続き当該改良地区内に居住していた者。ただし、当該改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。
 - イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「政令」という。)第8条で定めるところにより市長が承認した者に限る。
 - ウ 改良地区的指定の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至った者
- (2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区的指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの
- (3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者
(一般入居者の公募)

第5条 市長は、法第18条の規定により市改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は入居した後転居、死亡等の理由によって当該市改良住宅へ居住しなくなった場合においては、当該市改良住宅の入居者を公募しなければならない。

2 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行なうものとする。

- (1) 新聞

(2) テレビジョン

(3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

(4) 市の広報紙

(5) 市のホームページ

3 前項の規定による公募に当たっては、市長は、市改良住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第6条 市長は、次に掲げる理由に係る者を前条第1項の規定による公募を行わないで、市改良住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 不良住宅の撤去

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除外

(4) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除外

(5) 現に市改良住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市改良住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(6) 市改良住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(一般入居者の資格)

第7条 市改良住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者にあっては第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じそれぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる程度のもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に掲げる精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等(以下「ハンセン病療養所入所者等」という。)

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に定める程度に該当する場合 13万9,000円

(ア) 身体障害 前号イ(ア)に規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 入居者又は同居者が前号ウ、エ、カ又はキに該当する者である場合 13万9,000円

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合 13万9,000円

エ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 13万9,000円

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 市内に引き続き3ヶ月以上住所を有する者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当しない者であり、かつ、現に同居する親族又は同居しようとする親族がある者にあっては当該親族が暴力団員に該当しないこと。

(6) 市税を滞納していないこと。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項第1号ただし書の身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要がある

と認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 第1項第1号ただし書に規定する者の入居を認める市改良住宅の規格は、居室数が2室以下の規模の住宅(以下「小規模住宅」という。)とする。ただし、これにより難い場合には、市長が別に定める規格の住宅とすることができます。

(入居の申込み及び決定)

第8条 第4条及び前条に規定する入居者資格のある者で市改良住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

(一般入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市改良住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は前項各号に掲げる者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いが高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、第6条に規定する理由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、引揚者、高齢者又は心身障害者で市長が定める要件を備えているもの、ハンセン病療養所入所者等及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市改良住宅に入居することを必要としているものについては、前2項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市改良住宅に優先的に選考して入居させることができる。

5 市長は、小規模住宅である市改良住宅の入居者の選考に際しては、第1項に規定する者のうち、単身者又はその世帯構成が同居者1人である者を入居させる戸数の割当てをし、前3項までの規定を適用することができる。

(一般入居補欠者)

第10条 市長は前条の規定に基づいて入居者を選考する場合においては、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は入居決定者が市改良住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(補充入居者)

第11条 市長は、明け渡された市改良住宅の補充入居を行うために、必要に応じ補充入居者を公募し、公開抽選によって入居順位を定めておかなければならぬ。

2 第5条第2項及び第3項、第8条並びに第9条の規定は、前項の場合に準用する。

3 市長は、市改良住宅の明渡しがあったときは、第1項に規定する補充入居者の入居順位により、入居者を決定する。

4 第1項に規定する補充入居者の入居順位は、次期補充入居者の順位決定日の前日に失効する。

(市改良住宅入居の手続)

第12条 市改良住宅の入居決定者は、入居の決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 請書を提出すること。

(2) 第20条の規定により敷金を納付すること。

2 市改良住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、市改良住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市改良住宅入居の決定を取り消すことができる。

4 市長は、市改良住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市改良住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 市改良住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第13条 市改良住宅の入居者は、当該市改良住宅への入居の際に同居した親族以外の者(出生により親族となる者を除く。)を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「公住法省令」という。)第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第14条 市改良住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市改良住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公住法省令第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第15条 市改良住宅に引き続き3年以上入居している者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項の規定による収入の申告は、公住法省令第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の決定)

第16条 市改良住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)の規定による改正前の政令第4条に規定する方法により算出した額の範囲内において、規則で定めるものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第17条 市長は、入居者(同居者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該入居者に対して市長が定めるところにより家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 収入が著しく低額であるとき。
- (2) 病気にかかったとき。
- (3) 災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の変更等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市改良住宅の家賃を変更し、又は前2条の規定にかかわらず、別に家賃を定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 市改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 市改良住宅について改良を施したとき。

2 市長は、前項の規定により旧法第12条第1項に規定する月割額(旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合にあっては、当該月割額)の限度を超えて家賃を変更し、又は別に定めようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聽かなければならない。

(家賃の納付)

第19条 市長は、入居者から第12条第4項の入居可能日から当該入居者が市改良住宅を明け渡した日(第36条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間の家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居者が新たに市改良住宅に入居した場合又は市改良住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 入居者が第35条に規定する手続を経ないで市改良住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第20条 市長は、入居者から入居時における家賃の3月分に相当する額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 市長は、第17条の各号のいずれかに該当する事情がある者で、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認めるものに対して、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市改良住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃及び割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には、利子をつけない。

(敷金の運用等)

第21条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、地区施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。
(修繕費用の負担)

第22条 市改良住宅及び地区施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき理由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第23条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 地区施設、エレベーター及び給水施設の使用、維持又は運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の市改良住宅及び地区施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第24条 入居者は、市改良住宅又は地区施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき理由により市改良住宅又は地区施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第25条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(一時不使用届)

第26条 入居者が市改良住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸の禁止)

第27条 入居者は、市改良住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途併用の禁止)

第28条 入居者は、市改良住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市改良住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替及び増築)

第29条 入居者は、市改良住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市改良住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ず市改良住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
(収入超過者の認定)

第30条 市長は、入居者が市改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入が第7条第1項第2号アからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれ同号アからオまでに定める金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

2 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡しの努力義務)

第31条 収入超過者(前条第1項の規定により認定された入居者をいう。以下同じ。)は、その者の入居している市改良住宅を明け渡すように努めなければならない。

(割増賃料)

第32条 収入超過者は、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に市改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間)、毎月、家賃のほかに、割増賃料を支払わなければならない。

2 前項の割増賃料の額は、第16条の規定により定め、又は第18条第1項の規定により変更し、若しくは別に定めた家賃に100分の80を乗じて得た額以下で、規則に定める区分に応じそれぞれ定める率を乗じた額とする。ただし、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 第17条及び第19条の規定は、第1項の割増賃料について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「割増賃料」と読み替えるものとする。

(住宅のあっせん等)

第33条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。

(収入状況報告の請求等)

第34条 市長は、第17条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項若しくは第3項において準用する第17条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予又は前条の規定によるあっせん等に関する必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定により職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(市改良住宅の検査)

第35条 入居者は、市改良住宅を明け渡そうとするときは、その明渡し日の10日前までに市長に届け出て、市改良住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第29条の規定により市改良住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(市改良住宅の明渡請求)

第36条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、当該市改良住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃及び割増賃料を3月以上滞納したとき。

(3) 当該市改良住宅又は地区施設を故意にき損したとき。

(4) 正当な理由によらないで15日以上市改良住宅を使用しないとき。

(5) 第13条、第14条及び第24条から第29条までの規定に違反したとき。

(6) 入居者(その同居人を含む。)が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により市改良住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市改良住宅を明け渡さなければならない。

第3章 駐車場の管理

(使用者の資格)

第37条 市が地区施設として整備した駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 市改良住宅の入居者又は同居者であること。

(2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3) 駐車場の使用料を支払うことができること。

(4) 第36条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み及び決定)

第38条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望するものは、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を通知するものとする。

(使用料)

第39条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が規則で定めるものとする。

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用の決定の取消等)

第40条 市長は、使用者が次の各号いずれかに該当する場合において、駐車場の使用の決定を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為により使用の決定を受けたとき。

(2) 使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(4) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

(5) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(駐車場の使用手続等)

第41条 駐車場の使用手続その他駐車場の使用に関し必要な事項は、市長が規則で定めるものとする。

第4章 市改良住宅及び地区施設の指定管理者による管理

(市改良住宅及び地区施設の管理)

第42条 市改良住宅及び地区施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67条)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第43条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 市改良住宅の入居の手続きに関する業務

(2) 入居者の指導及び連絡に関する業務

(3) 市改良住宅及び地区施設の維持並びに修繕に関する業務

(4) 家賃、割増賃料、使用料等の徴収及び還付に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市改良住宅及び地区施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第44条 第42条の規定による指定を受けようとするものは規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第45条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に市改良住宅及び地区施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、市改良住宅及び地区施設の効用を最大限に発揮せるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市改良住宅及び地区施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第46条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(秘密保持義務)

第47条 指定管理者又は市改良住宅及び地区施設を管理に関する業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、市改良住宅及び地区施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(事業報告書の提出)

第48条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 市改良住宅及び地区施設の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 市改良住宅及び地区施設の管理業務に係る経費の収支状況

(3) 家賃、割増賃料、使用料等の収入実績

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第5章 補則

(市改良住宅監理員及び市改良住宅管理人)

第49条 市改良住宅監理員は、市改良住宅及び地区施設の管理に関する事務をつかさどり、市改良住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

2 市改良住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

3 市長は、市改良住宅監理員の職務を補助させるため、市改良住宅管理人を置くことができる。

4 市改良住宅管理人は、市改良住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

5 前各項に規定するもののほか、市改良住宅監理員及び市改良住宅管理人に關し必要な事項は、市長が規則で定めるものとする。

(立入検査)

第50条 市長は、市改良住宅の管理上必要があると認めるときは、市改良住宅監理員若しくは市長の指定した者に市改良住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適當な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市改良住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市改良住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(規則への委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第52条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃及び割増賃料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成17年12月8日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月28日条例第33号)

この条例は、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例(平成19年豊見城市条例第33号)の施行の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月8日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、第5条に定める公募に対し申込みを行った者の入居資格は、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月13日条例第34号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(令和2年3月13日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月7日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に入居の決定があった者に係るこの条例による改正前の豊見城市改良住宅の設置及び管理に関する条例第12条に規定する連帯保証人の取扱いについては、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお連帯保証人であつて市長が認める者については、入居者又は当該連帯保証人の申請により、連帯保証人から緊急連絡人に変更することができる。

附 則(令和4年12月27日条例第25号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
